

負担変動の軽減措置に関する Q & A

(平成 27 年改正法附則第 8 条又は平成 28 年改正法附則第 5 条による控除)

- Q1** 法人事業税の負担変動の軽減措置とは、どのような制度ですか？
- Q2** 法人事業税の負担軽減措置はどのような場合に適用されるのですか？
- Q3** 負担軽減措置の適用を受ける場合の控除額の計算はどのように行うのですか？
- Q4** 二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？
- Q5** 資本割しか税額がありませんが、負担変動の軽減措置を受けられますか？
- Q6** 控除は付加価値割額からしかできないのですか？
- Q7** 新設法人で前事業年度がない場合や、前事業年度は外形標準課税の対象ではなかった場合は、負担変動の軽減措置を受けられないのですか？
- Q8** 仮決算による中間申告の場合に負担変動の軽減措置を受けることはできますか？
- Q9** 申告書の提出が期限後となった場合に負担変動の軽減措置を受けることはできますか？
- Q10** 負担変動の軽減措置による控除税額を計算するための様式はあるのですか？

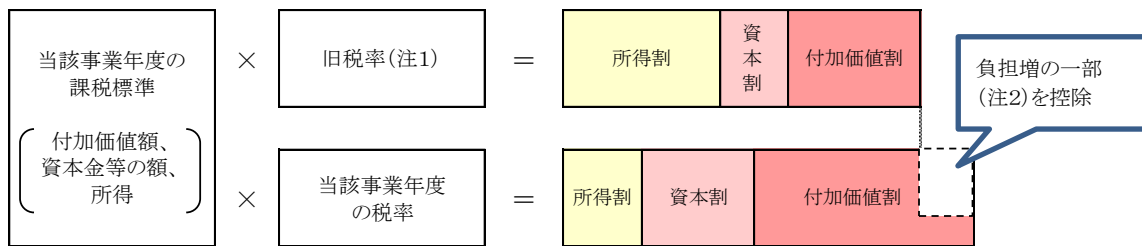
Q1

法人事業税の負担変動の軽減措置とは、どのような制度ですか？

A. 平成27年度税制改正により導入された、外形標準課税の拡大（所得割の税率引き下げ及び付加価値割・資本割の税率引き上げ）によって生じる税負担の変動の影響を緩和する措置で、付加価値額が一定以下の法人を対象に税負担の増加について税額控除による軽減を図るものです。

この軽減措置は、法人の平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されるものです。

（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年）附則8条、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年）附則5条2項～8項）



注1. 当該事業年度に適用される税率の改正前税率のことをいい、東京都に申告する場合、事業年度により以下の税率となります。

区分		申告対象事業年度		
		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度	
控除額計算に使用する旧税率	適用する旧税率		平成27年3月31日現在の税率	平成28年3月31日現在の税率
	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	2.39%	1.755%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	3.475%	2.53%
		年800万円超の所得	4.66%	3.4%
		軽減税率不適用法人		
		付加価値割	0.504%	0.756%
	資本割	0.21%	0.315%	

注2. 各事業年度の控除額の上限は以下のとおりです。（控除額の計算はQ3参照）

事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
控除額の上限	負担の増加額の2分の1	負担の増加額の4分の3	負担の増加額の2分の1	負担の増加額の4分の1

Q2

法人事業税の負担軽減措置はどのような場合に適用されるのですか？

- A.** 外形標準課税の法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額（基準法人事業税額）が、当該事業年度に適用される税率の改正前税率（旧税率）を適用して計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額を超える場合に適用されます。

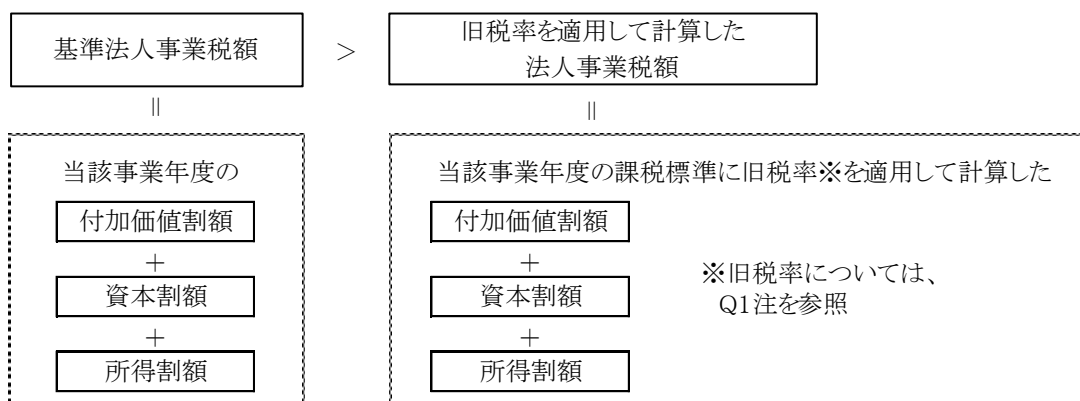
この場合の税率は、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあっては当該税率によります。（取扱通知第 3 章 5 の 4（3））

- ① 事業規模が一定以下であること

調整後付加価値額が40億円未満である法人

$$\boxed{\text{調整後付加価値額}} = \boxed{\text{当該事業年度の付加価値額}} \times \frac{12}{\text{当該事業年度の月数}} < 40\text{億円}$$

- ② 税負担の増加があったと認められるもの



注 上記「基準法人事業税額」及び「旧税率を適用して計算した法人事業税額」には、収入割額及び地方法人特別税額は含めません。

Q3 負担軽減措置の適用を受ける場合の控除額の計算はどのように行うのですか？

A. 控除額は、負担の増加額（基準法人事業税額から改正前の税率を適用して計算した法人事業税額を控除した額）を基礎に計算を行います。当該事業年度の調整後付加価値額によりその計算方法が異なります。

なお、控除額の計算に用いる税率は、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあっては当該税率によります。

①負担の増加額を算出

$$\boxed{\text{負担の増加額}} = \boxed{\text{基準法人事業税額}} - \boxed{\text{旧税率を適用して計算した法人事業税額}}$$

注 税率表はQ1参照

②控除額を算出

調整後付加価値額	控除額※1
30億円以下の場合	$\boxed{\text{負担の増加額}} \times \text{一定割合}※2$
30億円超 40億円未満の場合	$\boxed{\text{負担の増加額}} \times \text{一定割合}※2 \times \frac{(40\text{億円} - \text{調整後付加価値額})}{10\text{億円}}$

※1 100円未満切上げ

※2 割合

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	1/2
平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度	1/4

Q4 二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人の場合、控除額の計算は課税標準額の総額によって行うのですか？

A. 二以上の都道府県に事務所等を有して事業を行う法人は、課税標準額の総額を分割基準によって分割して、事務所等が所在する各都道府県に申告納付すべき法人事業税額を算定することとされています。

負担変動の軽減措置による税額控除は、各都道府県の申告ごとに控除額を計算し、法人事業税額から控除します。分割後の課税標準となる付加価値額、資本金等の額及び所得を基礎として基準法人事業税額及び旧税率による法人事業税額の計算を行い、控除額を算出します。

また、この場合に用いる税率は、標準税率以外の税率を適用している都道府県にあっては当該税率によります。（取扱通知第3章5の4（3））

Q5

資本割しか税額がありませんが、負担変動の軽減措置を受けられますか？

- A.** 調整後付加価値額が 40 億円未満であれば、付加価値割や所得割の税額がなくても控除を受けられます。

Q6

控除は付加価値割額からしかできないのですか？

- A.** 負担変動の軽減措置の控除は、事業税額全体から行うこととなります。
なお、当該控除を付加価値割、資本割から行う場合は、付加価値割、資本割の順に行います。
(取扱通知第 3 章 5 の 4 (1))

Q7

新設法人で前事業年度がない場合や、前事業年度は外形標準課税の対象ではなかった場合は、負担変動の軽減措置を受けられないのですか？

- A.** 当該軽減措置は、税率改正の影響を軽減するために、当該事業年度に適用される税率と旧税率との差を調整するために設けられた措置です。当該事業年度が外形標準課税の対象であれば、ご質問の場合であっても負担変動の軽減措置を受けることができます。

Q8

仮決算による中間申告の場合に負担変動の軽減措置を受けることはできますか？

- A.** 負担変動の軽減措置による税額控除は確定申告に係る法人事業税に適用されますので、中間申告での適用はありません。(取扱通知 3 章 5 の 4 (1))

Q9

確定申告書の提出が期限後となった場合に負担変動の軽減措置を受けることはできますか？

- A.** 期限後申告においても負担変動の軽減措置を受けることができます。

Q10

負担変動の軽減措置による控除税額を計算するための様式はあるのですか？

- A.** 様式「平成 27 年改正法附則第 8 条又は平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額に関する計算書」(第 6 号様式別表 5 の 7) が定められています。この計算書は、負担変動の軽減措置による税額控除を受けようとする事業年度の確定申告書に添付することとなっています。